

令和5年2月6日

第2回臨時会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
議案第 1 号	令和 5 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 3 号）について
承認第 1 号	専決処分（令和 5 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 2 号））の承認について
承認第 2 号	専決処分（控訴の提起）の承認について

議案第1号

令和5年度厚真町一般会計補正予算（第13号）

令和5年度厚真町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,292千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,841,263千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年2月6日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	道支出金	906,158	2,800	908,958
	2 道補助金	792,839	2,800	795,639
18	繰入金	1,602,851	7,492	1,610,343
	1 基金繰入金	1,596,733	7,492	1,604,225
	歳 入 合 計	10,830,971	10,292	10,841,263

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,365,363	4,692	1,370,055
	1 総務管理費	1,300,216	4,692	1,304,908
7	商工費	265,378	5,600	270,978
	1 商工費	265,378	5,600	270,978
	歳 出 合 計	10,830,971	10,292	10,841,263

第2表 債務負担行為補正

(追加分)

単位：千円

項 目	期 間	限 度 額
重層的支援体制整備事業委託料	令和6年度	令和6年度の委託料総額 計 39,100

2 歳 入

15 款 道支出金

2 項 道補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費補助金	千円 50,935	千円 2,800	千円 53,735
計	792,839	2,800	795,639

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

18 財政調整基金繰入金	232,001	7,492	239,493
計	1,596,733	7,492	1,604,225

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補 助金	千円 2,800	地域づくり総合交付金	千円 2,800

1 財政調整基金 繰入金	7,492	財政調整基金繰入金	7,492

1 5 款 道支出金 1 8 款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 113,313	千円 4,692	千円 118,005	千円	千円	千円	千円 4,692
計	1,300,216	4,692	1,304,908	0	0	0	4,692

7 款 商工費

1 項 商工費

1 商工費	214,206	5,600	219,806	2,800			2,800
計	265,378	5,600	270,978	2,800	0	0	2,800

節		説	明
区 分	金 額		
21 補償補填及び 賠償金	千円 4,692	0201 一般管理事業	千円 4,692
		訴訟供託金	4,692

14 工事請負費	5,600	1367 上厚真市街地店舗整備事業	5,600
		上厚真市街地店舗改修工事	5,600

2 款 総務費 7 款 商工費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

当該年度に係る分

単位：千円

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出(見込)額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支出金	地方債	その他	
重層的支援体制整備事業委託料	令和6年度の委託料総額 計 39,100			令和6年度	39,100				39,100

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により令和5年度厚真町一般会計補正予算（第12号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和6年2月6日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度厚真町一般会計補正予算（第12号）を専決処分する。

令和6年1月23日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

理由 1月23日までの降雪により、除雪委託料に不足が生じたため

令和5年度厚真町一般会計補正予算（第12号）

令和5年度厚真町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,830,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月23日専決処分

厚真町長 宮坂尚市朗

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
18	繰入金	1,572,851	30,000	1,602,851
	1 基金繰入金	1,566,733	30,000	1,596,733
	歳 入 合 計	10,800,971	30,000	10,830,971

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	土木費	2,172,584	30,000	2,202,584
	2 道路橋梁費	596,178	30,000	626,178
	歳 出 合 計	10,800,971	30,000	10,830,971

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費	千円 2,172,584	千円 30,000	千円 2,202,584
歳 出 合 計	10,800,971	30,000	10,830,971

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
			30,000
0	0	0	30,000

2 歳 入

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
18 財政調整基金繰入金	千円 202,001	千円 30,000	千円 232,001
計	1,566,733	30,000	1,596,733

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 30,000	財政調整基金繰入金	千円 30,000

1 8 款 繰入金

3 歳 出

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 道路維持費	千円 98,678	千円 30,000	千円 128,678	千円	千円	千円	千円 30,000
計	596,178	30,000	626,178	0	0	0	30,000

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 30,000	0544 除雪対策事業	千円 30,000
		除雪委託料	30,000

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、控訴の提起について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月6日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、控訴の提起について、次のとおり専決処分する。

令和6年1月29日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

控訴の提起について

次のとおり控訴を提起する。

- | | | | |
|---|-------|------------------|-------------|
| 1 | 当 事 者 | 控 訴 人 (第1 審被告) | 厚真町 |
| | | 上 記 代 表 者 | 町長 宮坂 尚市朗 |
| | | 被 控 訴 人 (第1 審原告) | 株式会社グリーンパレス |
| | | 上 記 代 表 者 | 代表取締役 林 功夫 |

2 控 訴 の 要 旨

札幌地方裁判所令和4年(ワ)第1347号損害賠償請求事件の第1審判決は、被告厚真町が原告の所有する工場内の動産を滞納処分により差し押さえ、公売によって被告会社に売却した際、公売の対象外であった原告所有の機械等を被告会社に引き渡し、被告会社がこれらを持ち出したことについて、原告の機械等に係る所有権等を侵害するものとして、被告は国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うものとした。

本町は、上記判決に対し、一部不服であることから控訴を提起する。

3 管 轄 裁 判 所 札幌高等裁判所

4 本 件 に 関 す る 取 扱 い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

理 由

第1審判決書の正本が令和6年1月19日に送達されたことにより、民事訴訟法第285条の規定による控訴期間内（同日から同年2月2日まで）に、本件控訴を提起する必要があるため